

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営上の基本理念として、1875年の創業以来の精神であり、当社が事業を継続していくうえでの基本姿勢である「科学技術で社会に貢献する」という社は、また永年の事業で培った技術、ノウハウを活用し、人類の幸せや地球環境の保全の実現に貢献することを目指して誓った「『人と地球の健康』への願いを実現する」という経営理念、およびこれらの基本理念のもとで、地球・社会・人との調和を図りながら「事業を通じた社会課題の解決」と「社会の一員としての責任ある活動」の両輪で取り組むCSR活動の基本姿勢としてCSR憲章を、取締役会で決議して定めています。

そして、これらの基本理念および基本姿勢のもと、「人の健康」「安心・安全な社会」「産業の発展」の領域において、計測機器・医用機器・航空機器・産業機器の4つの事業をグローバルに展開します。

「人の健康」の領域では、X線や光技術を用いた医療用診断・治療支援システム、計測機器を用いた医薬品や食品の研究開発支援、ライフサイエンス研究の支援など様々なソリューションを提供します。また、「産業の発展」に貢献し「安心・安全な社会」を実現するために、当社が保有する精密機械技術を活用して、各種計測機器や医用機器に加えて、製造現場で使用される装置やキーコンポーネントおよび航空機で必要とされる精密な搭載システムなどを提供します。

各事業の成長を図ることはもとより、これまで培ってきた多様な技術やノウハウなどをもとに各事業の連携・融合を進め、当社ならではの新しいビジネスモデルを構築することにも注力します。特に、計測技術と医用技術の融合を図ることにより、ヘルスケア分野において当社の強みを生かした新事業の創出に取り組めます。

これらの基本理念を実現していくためには、長期的な視野のもとで企業経営を行っていかねばなりません。そのような企業経営は、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会など当社を取りまく様々なステークホルダー（以下「ステークホルダー」といいます）の信頼があって初めて可能となります。

当社はステークホルダーの信頼を獲得し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営の透明性・公正性を確保し、経営の活力を高める迅速・果敢な意思決定と施策遂行を行うための企業経営の根幹となる仕組みとしてコーポレート・ガバナンスを位置づけ、このシステムを整備・充実させていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社の株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針は次のとおりです。

1. 政策保有に関する方針

当社は、持続的に成長していくために様々な企業との協力関係が必要であると考えています。そのため、事業戦略、取引先との関係強化、地域社会との関係維持などを総合的に勘案して株式の保有を判断します。取締役会は、毎年、政策保有株式の保有規模が不適切でないかを確認したうえで、個別の株式についても保有目的に照らして適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト等に見合っているかを確認することで、保有の適否を検証しています。

見直しの結果、保有意義が必ずしも十分でないと判断した一部銘柄を2018年度に売却しました。

2. 議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、すべての議案に対し、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで議決権を行使しています。議決権行使の適切な対応を確保するために、剰余金処分、取締役・監査役選任や買収防衛策など議案毎に設けた判断基準に基づいて議案内容を確認しており、社会的不祥事など重大な懸念事項が生じている場合には、慎重に賛否を検討しています。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役、当社と委任関係にある執行役員（以下「役付執行役員」といいます）および主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することがないよう、定型取引を除き取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。さらに、当該取引が完了した場合には事後に、また当該取引が長期に亘る場合には定期的に、それぞれ当該取引の結果またはその状況について取締役会に報告するものとしています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、受益者への年金給付を将来にわたり確実に行うため、確定給付企業年金の積立金の運用に当たっては、規約を定め当該規約にもとづいて運用を行っています。具体的には、積立金の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来にわたって健全な年金制度運営の維持に必要な運用目標を達成するために、政策的資産構成割合を定めています。企業年金の運用・管理は、当社の財務部門、人事部門における責任者および資産運用や企業年金制度の知識・経験を有する人材を構成員とした資産運用委員会で行っています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく開示はもとより、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、以下の事項について主体的に情報発信を行っています。

1. 社是・経営理念・経営戦略・経営計画

会社の目指すところを示す社是・経営理念・経営戦略・経営計画については、当社Webサイト(日本語・英語)にて開示しています。

社是・経営理念

(日) <https://www.shimadzu.co.jp/aboutus/company/actpln.html>

(英) <https://www.shimadzu.com/about/philosophy.html>

経営戦略・経営計画

(日) <https://www.shimadzu.co.jp/ir/strategy/middleplan.html>

(英) <https://www.shimadzu.com/ir/strategy/middleplan.html>

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しています。

また、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針については、当社Webサイトにて開示しています。

コーポレートガバナンス・ポリシー

(日) <https://www.shimadzu.co.jp/ir/governance/policy.html>

(英) <https://www.shimadzu.com/ir/governance/policy.html>

3. 取締役会が役付執行役員・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、役員報酬規定にて、取締役、監査役および役付執行役員(以下「役員」という)の報酬の決定手続、報酬の体系などを定めており、株主総会の決議により決定された報酬の総額の範囲内かつ委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役および役付執行役員の報酬額については、取締役会の決議により授権された代表取締役が決定し、また監査役の報酬額は、監査役の協議で決定しています。当社の役員の報酬体系は以下のとおりです。

(1) 取締役(社外取締役を除く)および役付執行役員(以下「取締役等」という)

取締役等の報酬は、各事業年度における業績の拡大ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて経営を行う取締役等の職責を考慮し、基本報酬としての「固定報酬」と、業績に応じて変動する「短期業績連動報酬」および「中長期業績連動型株式報酬」で構成されており、各報酬の決定に関する方針は、以下のとおりです。

「固定報酬」は、優秀な人材の確保・採用が可能な水準であると同時に、客観的な情報に基づいて判断すべきとの観点から、外部専門機関の調査に基づく同業企業(同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の水準を重要な参考指標とし、取締役等の地位や役割に応じて決定しています。

「短期業績連動報酬」は、連結売上高・営業利益の前年度に対する成長率や業務執行役員の担当部門別の業績評価、個人評価を総合的に勘案して決定しています。

「中長期業績連動型株式報酬」は、取締役等に対して、中期経営計画の最終年度に、業績目標の達成度に応じて付与される株式数を役位別に決定し、株式を交付します。なお、業績達成度を評価する指標は連結売上高および連結営業利益を目標値とし、目標の達成度に応じて50～200%の範囲で変動します。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監督を担うという役割を考慮し、固定報酬のみとしています。

(3) 監査役

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、固定報酬のみとしています。

4. 取締役会が業務執行役員の選解任と取締役・監査役の候補指名・解任提案を行うに当たっての方針と手続

役付執行役員および当社と雇用関係にある一般執行役員(以下これらを総称して「業務執行役員」といいます)の選任については、代表取締役が、人格、経験、見識や会社への貢献度などを総合的に考慮して候補者を提案し、執行役員会の審議および指名・報酬委員会の審議・答申の後、取締役会に付議し、決定します。業務執行役員の解任については、執行役員会の審議および指名・報酬委員会の審議・答申の後、取締役会に付議し、決定します。

取締役の候補指名については、代表取締役が候補者の人格、経験、専門を総合的に考慮して候補者を提案し、指名・報酬委員会の審議・答申の後、取締役会に付議し、決定します。取締役の解任提案については、指名・報酬委員会の審議・答申の後、取締役会に付議し、決定します。

監査役の候補指名については、代表取締役が候補者の人格、経験、専門を総合的に考慮して候補者を提案し、指名・報酬委員会の審議・答申の後、監査役会の同意を経て、取締役会に付議し、決定します。監査役の解任提案については、指名・報酬委員会の審議・答申の後、取締役会に付議し、決定します。

5. 取締役会が役付執行役員の選解任と取締役・監査役の候補指名・解任提案を行う際の、個々の選解任・候補指名・解任提案についての説明

取締役候補および監査役候補の指名に関しては、「定時株主総会招集ご通知」に個人別の略歴と指名理由を掲載しています。

また、役付執行役員に関しては、個々の選任理由を決議通知に記載しています。当社ホームページをご参照ください。

(日) <https://www.shimadzu.co.jp/ir/library/shareholders.html>

(英) <https://www.shimadzu.com/ir/library/shareholders.html>

取締役・監査役の解任提案および役付執行役員の解任を行う場合、その理由を当社ホームページ等において開示します。

【補充原則4-1-1 取締役会から業務執行役員に対する委任範囲の概要】

取締役会は、中長期計画の承認や重要な経営戦略・施策、その他法令定款で定められた事項など、取締役会付議基準に定めた重要事項の審議を行い、また業務執行役員による業務執行状況の定期的な報告を通して、その業務執行の監視・監督・評価を行っています。重要事項と定められた以外の業務執行の意思決定については、社長を中心とする業務執行機能を構成する業務執行役員・執行役員会に委任しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

取締役会は、社外役員規定を制定し、社外役員となる者の独立性基準を策定しており、その内容は、本報告書の「経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関設計・組織運営等に係る事項」の中の「独立役員関係」その他独立役員に関する事項」に掲載のとおりです。

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス・多様性および規模に関する考え方】

取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模については、業務執行の監視・監督をより強化させ、中長期的に企業価値を高める戦略や方針を決める議論を活発化させるために、常に最適化すべきであると考えています。

当社の取締役会は、会長、社長、社内取締役、複数の社外取締役、監査役として複数の社内監査役および社外監査役から構成されています。

事業展開や会社をとりまく経営環境等を考慮し、弁護士、企業経営経験者、グローバルマーケティングに造詣の深い女性経営経験者など、様々な

経歴を持つ社外取締役を選任しており、より多様性のある構成としています。

取締役の選任に関する方針・手続は、上記〔原則3 - 1 情報開示の充実〕の「4. 取締役会が業務執行役員の選解任と取締役・監査役の候補指名・解任提案を行うに当たっての方針と手続」に記載したとおりです。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社取締役・監査役の他社役員兼任は取締役会で審議され、また兼任先のうち重要なものについて定時株主総会招集ご通知で開示しています。なお、本報告書の更新日時点における当社取締役・監査役の兼任状況は以下のとおりです。

中本 晃	古河電気工業株式会社 社外取締役
澤口 実	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
藤原 健嗣	旭化成株式会社 相談役 コクヨ株式会社 社外取締役、 株式会社IHI 社外取締役、 コニカミノルタ株式会社 社外取締役、 特定非営利法人 安全工学会 代表理事・会長
和田 浩子	Office WaDa 代表、 コカ・コーラボララーズジャパンホールディングス株式会社 社外取締役、 ユニ・チャーム株式会社 社外取締役(監査等委員)
藤井 浩之	大日本塗料株式会社 社外監査役
飯田 隆	宏和法律事務所 代表弁護士、 アルプスアルパイン株式会社 社外取締役(監査等委員)、 日本電信電話株式会社 社外監査役
西尾 方宏	西尾公認会計士事務所 所長、 株式会社マンガム 社外監査役、 サムコ株式会社 社外監査役

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価の結果概要】

当社は、取締役会の実効性の分析・評価を行うことで、取り組むべき課題を明らかにし、具体的な行動計画を進めることで、取締役会の体制や運営の継続的な改善を図り、取締役会が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために有効に機能することを目指しています。

昨年に引き続き、今年も実効性評価に関するアンケート調査を実施し、取締役会において調査結果についての討議をいたしました。

調査および討議の結果、改善傾向が認められ、全体的に概ね肯定的な評価結果を得たものの、改善が不十分な点もあり、それらについて重点的に意見交換を行いました。その概要を同アンケート調査の6つの質問項目(1. 取締役会の構成、2. 取締役会の運営、3. 取締役会の役割と責務、4. 取締役・監査役への支援・連携、5. 取締役の自己評価、6. 昨年の実効性評価結果で課題とされた項目についての取組み状況)に沿って、以下のとおり、開示いたします。

取締役会の実効性評価結果の概要

1. 取締役会の構成：

現状の規模・構成について、昨年同様に高いレベルで肯定的な評価結果となり、今年度新たな取締役として技術研究開発に精通したメンバーが加わることに期待が寄せられました。

2. 取締役会の運営：

開催頻度や一回あたりの所要時間は適切で、メンバー全員が自由に発言できる雰囲気・環境が確保できていると、昨年と同じレベルの肯定的な評価結果となりました。他方、運営の効率化による討議時間の確保や、より議論を深めるために提出資料の内容および報告の在り方について、継続的に改善を図っていきます。

3. 取締役会の役割と責務：

中期経営計画の重要項目のフォローアップを相当な時間を取って取締役会で議論したことは肯定的な評価を得ました。他方、事業戦略や事業ポートフォリオに関する議論など、重要な経営課題について更に深い議論を行うための取り組みを進めていきます。

4. 取締役・監査役への支援・連携：

社外取締役間、社外取締役と監査役間の必要な情報交換や認識の共有は適切に行われているとの評価でした。

5. 取締役の自己評価：

全取締役が会社の基本理念を十分に理解し、その実現に努め、取締役としての役割・責務を果たす為、十分な時間・労力を費やしていると、昨年以上の評価結果となりました。

6. 昨年の実効性評価結果で課題とされた項目についての取組み状況：

取締役会の運営の効率化や事前説明については改善が図られているとの評価でしたが、取締役会で議論された内容が業務執行側に適切にフィードバックされるよう更なる改善に取り組みます。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役がその役割、責任を果たすために必要な知識等の習得のために、有識者・専門家を招いたセミナーを開催し、また社外セミナーや業界団体などの社外交流会への参加などの機会も設けています。また社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの事業内容の理解を深めることを目的に、当社の事業・財務・組織等に関する説明の機会を設けると共に事業場の視察、顧客・提携先、展示会の見学を行うなど、必要な知識・知見の提供を適宜行っています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 当社における株主との対話については、決算説明会(期末・中間期)での対話を行うほか、IR担当役員を選任し、コーポレート・コミュニケーション部IRグループが中心となり、株主との恒常的な対話の実現に努めています。株主の理解を促進するため、適宜事業部門からの直接的な対話も行っています。

2. IR活動に必要な情報は、コーポレート・コミュニケーション部IRグループが、各事業部門、全社部門および、内外の子会社から収集し、取り纏めを行っています。

3. 主なIR活動には、期末および中間期末の決算説明会、第1四半期および第3四半期の決算説明電話会議の実施、社長主催によるスモールミーティング、国内外の機関投資家への個別訪問、証券会社主催のスモールミーティング、カンファレンスなどへの参加があります。加えて多くの株主への情報提供を目的に、当社ホームページを通じた情報開示も行っています。
4. 上記のIR活動を通じて株主 / 投資家やアナリストから寄せられた意見は、社長、IR担当役員だけではなく、適宜、取締役会および執行役員会に報告し、情報を共有しています。
5. 当社は、内部者取引規制に関する規則に基づき、インサイダー情報は開示しません。同時に、決算発表前の期間は、沈黙期間とするなど、株主間の情報格差が生じないように留意します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,664,100	8.03
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	20,742,707	7.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,619,200	5.30
株式会社三菱UFJ銀行	7,672,477	2.60
太陽生命保険株式会社	7,411,520	2.51
東京海上日動火災保険株式会社	6,287,000	2.13
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	6,101,000	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,299,600	1.80
株式会社京都銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	4,922,900	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,917,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤口 実	弁護士											
藤原 健嗣	他の会社の出身者											
和田 浩子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

澤口 実		——	澤口実氏は、企業法務やコーポレートガバナンスに関わる豊富な経験から、経営に関する高い見識と監督能力を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき、役員の選解任および報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」(「独立役員関係」その他独立役員に関する事項にて記載)を満たしております。
藤原 健嗣	○		藤原健嗣氏が2014年6月まで取締役を務めていた旭化成株式会社との間に製品の販売による取引関係がありますが、直近事業年度における双方の連結売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であり、当社が定めている「社外役員の独立性基準」(連結売上高の2%未満)を満たしております。
和田 浩子	○	——	和田浩子氏は、多国籍大企業の本社役員や外資系企業の日本法人トップなど多様な経営実績とグローバルマーケティングについて幅広い見識を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、積極的にご発言いただき、役員の選解任および報酬の透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」(「独立役員関係」その他独立役員に関する事項にて記載)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会のもとにその諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会の委員はその過半数を社外取締役とし、指名・報酬に係るプロセスの独立性・客観性を高めています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- (1)監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、会計監査人に対する監査計画、中間監査経過および年度の監査等のヒアリングを通じ、あるいは適宜実査に立ち会い、会計監査人が行った監査につき確認を行っています。
- (2)監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査室は監査計画について事前に協議し、往査先および往査日程について効果的・効率的に監査ができるよう調整しています。内部監査室は、全監査役に対して、毎月の定例会議およびその求めに応じて内部統制システムにかかわる状況と内部監査の結果を報告し、監査役とリスク状況・内部統制の状況に関する意見を交換しています。そして、内部監査室の報告の中で監査役が重要と判断するものについては、監査役が改めて確認する、逆に、監査役は懸念を抱いた事象を内部監査室と共有し、内部監査室がそれを内部監査項目に反映するなどしています。
- (3)内部監査部門と会計監査人の連携状況
内部監査室と会計監査人とは、監査日程、監査手続など随時意見交換を行うとともに内部統制監査において密接に連携しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
飯田 隆	弁護士													
西尾 方宏	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

飯田 隆	○	——	飯田隆氏は、長年にわたる弁護士としての専門知識・経験を持たれ、また法律事務所の経営者、そして各社における社外取締役または社外監査役として、豊富な経験を活かして、当社取締役会で積極的に意見を述べられ、監査役としての役割・責務を果たしていただいております。当社のガバナンス強化のために適任と判断し、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」(「独立役員関係」その他独立役員に関する事項にて記載)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
西尾 方宏	○	——	西尾方宏氏は、長年にわたり公認会計士として上場企業の会計監査に従事され、会計において豊かな経験と見識を有しておられます。また他社の社外監査役としても活躍しておられ、それらの経験をもとに当社取締役会で積極的に意見を述べられ、監査役としての役割・責務を果たしていただいているため、選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている「社外役員の独立性基準」(「独立役員関係」その他独立役員に関する事項にて記載)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

「独立性基準」

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。

(1)当社を主要な取引先とする者(直近事業年度においてその者の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを、当社から受けた者とする。)またはその業務執行者

(2)当社の主要な取引先(直近事業年度において当社の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを当社に行った者とする。)またはその業務執行者

(3)当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている(直近事業年度において役員報酬以外に1,000万円の額以上の金銭または財産を当社から得ていることを言う。)コンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を言う。)

(4)最近1年間において、(1)から(3)までのいずれかに該当していた者

(5)次の1.から3.までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族

1. (1)から(4)までに掲げる者

2. 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)

3. 最近1年間において、2.または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】中の「【原則3-1 情報開示の充実】3.取締役会が役付執行役員・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しているとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

第156期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)の役員区分ごとの報酬総額および報酬の種類別の総額開示

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	短期業績連動報酬	中長期業績連動型株式報酬 (費用計上額)	対象となる役員の員数
取締役報酬 (社外取締役を除く)	361百万円	212百万円	111百万円	38百万円	5名
監査役報酬 (社外監査役を除く)	59百万円	59百万円	-	-	2名
社外役員	55百万円	55百万円	-	-	5名

- (注)
- 1 社外役員5名は社外取締役3名、社外監査役2名です。
- 2 中長期業績連動型株式報酬は、中期経営計画の期間に対応した3事業年度を対象期間として、その最終年度に業績目標の達成度に応じて役位別に株式を交付する制度ですが、運用上、事業年度ごとに業績目標の達成度に応じたポイント数を算定しています。上記の当該報酬は、当事業年度のポイント数に信託が当社株式を取得した際の時価を乗じた費用計上額を記載していますが、実際の株式の交付は中期経営計画終了後となります。
- 3 使用人兼務役員の使用人給与については、該当事項がないため記載していません。
- 4 報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書において個別の報酬を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】中の「[原則3-1 情報開示の充実]3.取締役会が役付執行役員・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しているとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役に対しては秘書室、社外監査役に対しては監査役室にそれぞれスタッフを配置し、業務の補助をしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
矢嶋 英敏	相談役	社外団体等での活動を通じた社会・地域貢献	非常勤 報酬有	2009/6/26	1年更新
服部 重彦	相談役	社外団体等での活動を通じた社会・地域貢献	非常勤 報酬有	2015/6/26	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名
--------------------------	-----

その他の事項

- ・当社は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会決議により、相談役・顧問制度を見直し、現任の相談役を除き2019年6月26日以降、社長等を退任した者が新たに相談役に就任する場合の任期は、最長6年(1年更新)とします。また、当該相談役の退任後は、名誉顧問(終身・無報酬)に就任することといたします。
- ・相談役・名誉顧問は、当社の経営上の意思決定には一切関与しません。
- ・現任の相談役の任期は1年更新で、更新の際は、社長が活動状況等を取締役会に報告し、承認を得るものとし、相談役の報酬については、年間200万円を上限とし、活動内容によって毎年社長が決定し、取締役会に報告するものとします。
- ・相談役は、経済団体活動、業界団体活動等の社外活動に従事して、当社の社会・地域貢献活動に寄与しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 当社は、ステークホルダーの信頼を獲得し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営の透明性・公正性を確保し、経営の活力を高める迅速・果敢な意思決定と施策遂行を行うための企業経営の根幹となる仕組みとしてコーポレート・ガバナンスを位置づけ、このシステムを整備・充実させていきます。

会社の機関としては、重要な業務執行の意思決定・監督を担う取締役会、的確・迅速な業務執行を担う執行役員会(社長を議長とし、業務執行役員により構成)、さらに監査役会および会計監査人を設置しています。

なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期は1年としています。また、会長を含む業務執行役員は、取締役会で選任します。

(2) 取締役会は、代表取締役会長を議長とし、取締役・監査役の出席のもと、原則として毎月1回開催し、経営方針等会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、取締役および業務執行役員その他の経営幹部から業務執行状況の報告を受け、経営業務の執行が適正に行われるよう監視・監督しています。また、取締役会は、社外取締役を複数名選任する等、適正な業務執行に関する監視・監督機能を強化しています。

(3) 指名・報酬委員会は、代表取締役会長を議長とし、代表取締役2名および社外取締役3名で構成しています。取締役等の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、透明性を高めています。

(4) 社長は、業務執行の最高責任者であり、その業務執行を補佐するための業務執行役員を置いています。各業務執行役員は、社長および執行役員会の指導・監督のもと、事業分野や営業・技術・製造・管理やリスクマネジメントなどの分掌する担当業務を効果的・効率的・適正に執行するものとします。

(5) 執行役員会は、社長その他の業務執行役員により構成され、社長が主宰し、原則として毎月3回開催します。取締役会で決定すべき重要事項以外の業務執行に関する事項および社長が指定した経営上の重要事項などを審議するとともに、各業務執行役員が自由闊達に様々な検討テーマを提起し議論を行うことで、重要な経営・事業課題を漏れなく的確に把握できる体制とします。また、各業務執行役員から、取締役会により委嘱された担当業務の執行状況についての報告を受け、進捗や課題を点検・議論して適切な業務遂行を促します。

(6) 監査役会は、現在4名の監査役により構成され、そのうち半数以上は当社で定める独立役員の要件を満たす社外監査役であり、また財務・会計に関する知見を持つ監査役を1名選任しています。原則として毎月1回開催し、取締役の職務執行の監査に関する重要な事項について、各監査役から報告を受け、協議を行い、決議を行っています。各監査役は、監査役会が定めた島津製作所監査役監査基準に準拠し、年間監査計画にもとづき監査を実施しています。また、監査役監査を補助する組織として監査役室を設置し、使用人3名を配置しており、その人事関連事項については監査役会の事前の同意を得るものとしています。

(7) 監査役および監査役会は、能動的・積極的に権限を行使して取締役会において意見を述べ、業務監査・会計監査に関わる役割・責務を果たします。監査役は、取締役および社長その他の業務執行役員等と適宜意見交換を行い、経営に係る重要な社内会議に参加し、監査業務の遂行により得た知見や自らの職務経験等も踏まえ、重要な経営課題に対する業務執行の状況とその結果について客観的に評価し、必要に応じて取締役・取締役会に対して助言を行っています。社外監査役は、原則毎月1回開催される監査役会に出席し、そこで他の監査役から監査結果の報告を受け、情報共有を図っています。

(8) 社長直轄の内部監査室は、グループ会社も含めて内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保することとしています。内部監査については、営業関連は営業戦略室、技術研究関連は技術推進部、製造関連は製造推進部がそれぞれ販売、研究開発、製造等の業務機構に対するモニタリングを実施することに加え、経理、人事、法務、品質保証、環境管理等を担当する全社部門が各専門分野について全社の事業活動に対するモニタリングを実施しています。また、社長直轄として内部監査室を設置(内部監査人7名を配置)し、業務執行のラインから独立した視点で、内部統制の有効性を評価しています。

(9) 会計監査については、有限責任監査法人トーマツに依頼しています。業務を執行する公認会計士は、公認会計士法の規定に従い定期的に交代しており、現在の公認会計士は、山口弘志、河津誠司、野出唯知であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、会計士試験合格者等6名、その他6名です。なお、取締役および取締役会からの独立性を確保するため、監査役会が会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定、および会計監査人の報酬を決定する場合の同意を行います。

(10) その他に、リスク・倫理会議など分野・機能ごとに各種専門委員会を置いてリスクマネジメントや内部統制の充実をはかっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1) 当社は、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会など会社をとりまく様々なステークホルダー全体の利益に十分に目を配りつつ、バランスの取れた的確で迅速な意思決定と業務執行を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会的責任を果たしていくことを経営上の基本方針としています。こうした企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスをめざして、現状の体制を採用しています。

(2) 当社グループの事業分野は広範で多岐にわたっており、また極めて高度な専門的・技術的背景を持っています。当社は、こうした複雑・多岐にわたる業務執行の意思決定を的確かつ迅速に行える体制を確保すると同時に、業務執行の監視・監督の面でも実情に即してきめ細かく目配りできる体制が重要と考えています。そのため、取締役会は実質的な審議を行うことができる適正な規模とし、当社の事業内容に通暁し内部事情に精通している社内取締役と客観的な視点で経営を見る社外取締役により、前記の経営上の基本方針を十分に認識し充実した議論を行って、業務執行の意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行の状況を各々独自の観点から相互に監視・監督・評価し、併せて、社外監査役を含む監査役・監査役会が、取締役の職務執行および内部統制システムの構築・運用の状況を監査する体制にしています。

(3) 社外取締役は、それぞれが有する豊かな経験と優れた能力・見識によって取締役会において充実した議論を行っています。また、経営全般、コンプライアンスについて有益な提言を行うことにより、適正な業務執行体制を強化することに貢献しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日から3週間程度前に発送している。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会が株主との建設的な対話の場であると認識し、株主総会の開催日がいわゆる集中日とならないよう設定している。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の第153期定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を可能としている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の第153期定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、当社Webサイトなどで開示している。
その他	株主総会招集通知発送日の1週間程度前に、当社Webサイトなどで招集通知(和文・英文)を開示している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様当社を理解いただき、ステークホルダーの皆様から信頼を獲得するために、有効と思われる情報の適時開示に努めている。また、ディスクロージャー・ポリシーを制定し、情報開示の方針、方法等について定めている。ディスクロージャー・ポリシーは、当社ウェブサイトに掲載している。 (日) https://www.shimadzu.co.jp/sustainability/approach/stake_holder/disclosure.html (英) https://www.shimadzu.com/sustainability/approach/stake_holder/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が企画する説明会に参加している。また、当社ウェブサイトを利用して情報を発信している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算、第2四半期決算の開示後に代表取締役 社長による説明会を開催している。また、第1四半期決算、第3四半期決算の開示後にはIR担当役員による電話会議を実施している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家の定期的な個別訪問・来社に対応している。また、証券会社主催の国内外での海外投資家向けカンファレンスに参加している。	なし
IR資料のホームページ掲載	https://www.shimadzu.co.jp/ir/index.html 決算短信、決算説明会資料、中期経営計画資料、事業説明会資料、島津統合報告書、FACT BOOK、有価証券報告書、コーポレートガバナンス・ポリシー、株主通信等を掲載している。IRに関するお知らせ、プレスリリース等の情報も掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当役員:取締役上席専務執行役員 古澤宏二 担当部署:コーポレート・コミュニケーション部IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	持続可能な世界の実現を目指して、グローバル社会との調和を図り、ステークホルダーからのより一層高い信頼を得て、「社会の持続的な成長」と「中長期的な企業価値の向上」を実現していくために、「CSR憲章」を設けている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「CSR憲章」の実践に向けた「3つの活動指針」のうちの1つとして「かけがえのない地球環境を将来世代に引き継ぎます」と定め、地球環境の保全に努めている。これらの環境活動は「島津統合報告書2019」として集約し、ウェブサイトおよび島津統合報告書で社外に公表している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、情報開示の方針、方法等について定めている。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制は企業として経営戦略や事業目的等を達成していくための組織運営上の重要な仕組みであります。当社では内部統制を企業倫理の遵守を含めリスクマネジメントと一体となって機能させ、また、その有効性を適宜検証し、常に内部統制体制の改善と強化を図っています。かかる認識のもと、当社取締役、業務執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、リスクマネジメントを中心とした内部統制体制を整備することを基本的な考え方としています。

1.職務執行体制

II.2で述べた会社の機関の指揮・監督のもと、当社は、当社およびグループ会社からなる連結経営体制を採り、業務を適正かつ効率的に遂行するための内部統制システムをグループ全体で整備します。

各事業部門は、経営方針、予算管理、業績管理等について、事業セグメントごとに子会社を含めた連結経営体制を敷き、グループ全体と事業グループごとの業務の適正確保と効率的な事業運営に努めます。

営業・技術・製造・管理などの機能別部門は、担当専門分野において当社およびグループ会社を監視、評価、指導する機能を担うものとし、各事業部門と機能別部門によるマトリックス的連携経営を行います。

社長直轄の内部監査室は、グループ会社も含めて内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保することとしています。

財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制の構築は、金融商品取引法に基づき、「財務報告に係る内部統制体制の構築に関する基本規定」を定め、内部統制担当業務執行役員のもとで、「財務報告に係る内部統制委員会」にて重要な事項を審議するとともに、内部統制の種類ごとにそれぞれの責任者が、当社およびグループ会社の財務報告の適正性を確保するための内部統制体制の整備を進めています。

情報管理については、文書の保存に関する規定に従って業務執行に関連する情報や文書を保存するとともに、秘密情報管理や情報セキュリティに関する規定を定め、情報の適切な管理に努めています。

2.コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制

当社は、遵法を最重要課題としてコンプライアンスおよびリスクマネジメントの活動を推進しています。

企業倫理・コンプライアンスについては、「企業倫理規定」で定める行動原則と行動基準に従って、グループ全体で法令遵守の徹底および企業倫理の向上に努めています。また、企業倫理・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設けています。

リスクマネジメントについては、「リスクマネジメント基本規定」を定め、社長を議長とする「リスク・倫理会議」においてリスクマネジメント活動上の重要な事項を審議するとともに、リスクマネジメント担当業務執行役員のもとで、リスクの評価と管理の状況を把握し、グループ全体でリスクの低減と発生時対応の体制の強化に努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体に関わるなど、社会的良識に反する行為は行わない」こと、すなわち「反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み、その要求には一切応じない」ことを企業倫理規定に定め、反社会的勢力に対する当社の基本的考え方を全取締役・監査役・業務執行役員・従業員に明確に示しています。

この基本的考え方を確実に実践するために、総括責任部署を設置し、反社会的勢力に対する対応の指導や教育を行っています。また、警察や外部専門機関との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集・交換を行うとともに、有事の対応に備えています。

その他

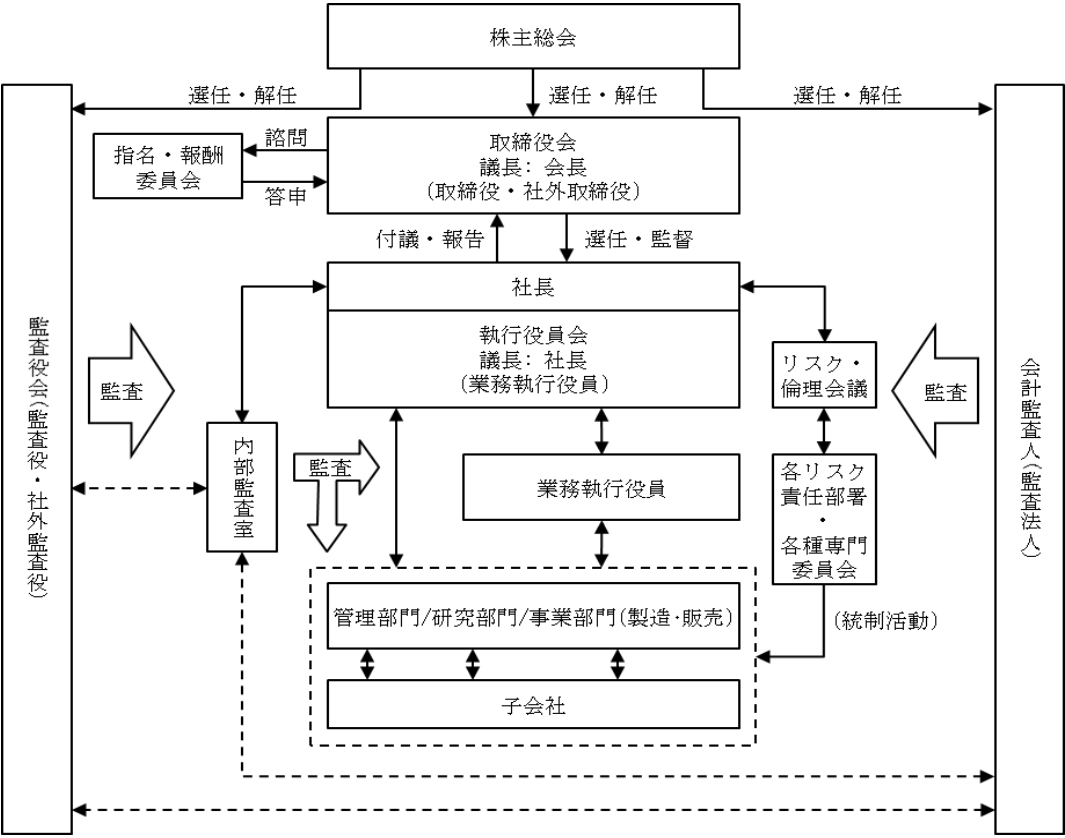
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要模式図】

